

3 都市機能誘導区域の区域外における行為の届出

都市機能誘導区域（別紙図面を参照）の区域外において、次のような誘導施設の立地に関する行為を行う場合には、都市再生特別措置法第108条第1項に基づき、**工事に着手する30日前まで**に市長への届出が必要です。

なお、都市再生特別措置法施行令第35条に規定される軽易な行為等は、届出は不要です。

【届出が不要な軽易な行為】

- 「誘導施設を有する仮設建築物」の建築を目的とする開発行為
- 「誘導施設を有する仮設建築物」の新築
- 建築物を改築し、又はその用途を変更して「誘導施設を有する仮設建築物」にするもの

(1) 対象施設（誘導施設）、対象地域

○届出の対象となる誘導施設は、表の「対象施設（水色着色）」です。

○対象施設（誘導施設）に係る開発・建築行為を、表の「丸印（黄色着色）」のある都市機能誘導区域の拠点地区の区域外（拠点地区の内訳は、右ページを参照）で行う場合に、届出が必要となります。

※届出の必要性の有無は、事前に都市計画課（電話 082-420-0954）までお問合せください。

表 誘導施設

機能	対象施設（誘導施設）	都市機能誘導区域が設定される拠点※			備考
		都市拠点	地域拠点	特定機能拠点	
医療	病院	○	○	○（寺家駅）	20床以上の入院施設を有するものに限る
福祉	地域包括支援センター	○	○		
	総合福祉センター	○			
	地域福祉センター		○		
商業	大規模商業施設	○			店舗面積 10,000㎡以上
	スーパーマーケット	○	○	○	店舗面積 1,000㎡以上
	ドラッグストア	○	○	○	
子育て	保育所、幼稚園、認定こども園	○	○		
文化交流	ホテル	○		○（東広島駅、広島大学）	集会機能（会議室等）又は商業機能（飲食店や小売店等）を有するものに限る
	劇場、ホール	○			
	美術館、博物館	○			
	図書館	○	○		
	地域センター、生涯学習センター	○	○		
行政	官公庁施設	○	○		

※表 都市機能誘導区域の設定地区

拠点名	地区名
都市拠点	西条駅周辺地区
地域拠点	八本松駅周辺地区、西高屋駅周辺地区、中黒瀬周辺地区、河内駅周辺地区、安芸津駅周辺地区
特定機能拠点	東広島駅周辺地区、寺家駅周辺地区、広島大学周辺地区

(2) 開発行為の場合

①対象となる行為

- 誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合

②提出書類

- 届出書（様式4）
- 添付書類
 - ・位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
 - ・現況図（縮尺 1,000 分の 1 以上）
 - ・設計図（土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図）（縮尺 500 分の 1 以上）
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図等）

(3) 建築行為の場合

①対象となる行為

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

②提出書類

- 届出書（様式5）
- 添付書類
 - ・位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
 - ・配置図（縮尺 100 分の 1 以上）
 - ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 100 分の 1 以上）
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図等）

(4) 届出の内容を変更する場合

①提出書類

- 届出書（様式6）
- 添付書類
 - ・上記「(2) 開発行為の場合」又は「(3) 建築行為の場合」に示すものと同じ